

令和8年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和8年4月10日（金）

招 集 場 所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 奥田慎也委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員
住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員
尾坂宣雄委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主任

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ
2 議事録署名委員の指名
3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第1回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号1の赤尾農業委員と議席番号2の足立農業委員にお願いしたいと思います。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号1の大袋から、5ページ、番号5の福万について審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

3条許可案件について説明いたします。番号1の大袋の議案について説明いたします。大袋の申請地は田2筆の1，784平方メートルの農地を売買されるものです。

番号2の河崎の議案について説明いたします。河崎の申請地は田7筆の478，27平方メートルの農地を売買されるものです。

番号3の淀江町平岡の議案について説明いたします。淀江町平岡の申請地は田3筆の4，570平方メートルの農地を贈与されるものです。

番号4の上福原1丁目の議案について説明いたします。上福原1丁目の申請地は2筆の1，784平方メートルの農地を売買されるものです。

番号5の福万の議案について説明いたします。福万の申請地は田1筆の534平方メートルの農地を贈与されるものです。

詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号1の大袋について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大塚推進委員

現地確認は4月7日に田子農業委員と2人で行いました。現在この2筆は作付けせず保全管理状態ですが、この度は譲受人の申出により売買となりました。1筆は来年から大豆の作付けを予定しており、もう1筆は今年は暗渠の整備をし、来年から稲作をする予定とのこと。許可について問題ないと考えます。ご審議お願いします。

議長（角会長）

番号２の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

泉農業委員

現地確認は４月３日に大縄推進委員と２人で行いました。譲受人は農機具一式を持っており耕作もしています。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号３の淀江町平岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

現地確認は４月４日に中本農業委員と２人で行いました。条件がよい３筆で、すでに苗木や肥料が運び込まれていました。現在の地権者は農業をする気はないとのことで、住居も含めてすべて無償で譲渡したいと行動されていましたがなかなか引き受け手が無い中、今回の話が出てきました。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号４の上福原１丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

現地確認は3月24日に影嶋推進委員と2人で行いました。現在作付けは行われず保全管理がされている状態です。3月25日に譲受人に話を聞いてきました。他の農地で甘蔗を育てており、今回家から比較的近い農地で甘蔗や自分で食べる分の野菜を作りたいとのこと。許可について問題ないと考えます。ご審議お願いします。

議長（角会長）

番号5の福万について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

現地確認は3月30日に行いました。譲受人と譲渡人は親戚関係であり、現在も譲受人が耕作管理をしており今回贈与の話が出ました。許可について問題ないと考えます。ご審議お願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、4ページ、番号1の大袋から、5ページ、番号5の福万について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、7ページ、番号1の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福長推進委員

1 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。3月30日に岩佐農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.5メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、確認しております。改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。続きまして、番号2の彦名町について審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

2 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。3月29日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。擁壁については高さ30センチメートルのコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作者の同意はいただいておりますが引き続き話し合いをされる旨を聞いております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。この農地の隣に住んでいる人が、地権者の先代から好きに使っていいよと言われていたとのことで、家庭菜園をされておられます。現在の地権者とも数年前に直接、使っていいよと言われていたとのことです。よく管理さ

れていまして現在も作付けがされています。この農地にあるビニールハウスが飛ばさされるたびに借りている人が貼りなおしたりしています。ただし、利用権設定等されておられません。転用の話も不動産会社から言われたとのことで、地権者とは直接話せておらず困惑されています。後日話し合いの場を設ける予定ではあるそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号3の夜見町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

3番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月7日に矢倉推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、番号4の河崎と、9ページ、番号5の河崎について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

4・5番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅・進入路を計画したものです。4月7日に泉農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページから10ページ、番号6の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

6 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、事務所を計画したものです。4 月 6 日に現地確認を行いました。造成計画については最高 4 5 センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、高さ最高 1 6 0 センチメートルの擁壁を設置します。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。水利組合の同意書について、現在お願いしているところで、同意の意思の確認は取れております。申請地側の東側に地目が農地の土地がありますが、実際は水路用地となっています。また、北側の地目が農地の土地については現況が原野の上、所有者は既に亡くなっており、何度か登記簿に記載されている住所にも向かいましたが、ご家族の方に会うことができなかったそうです。以上の理由より、隣接耕作者の同意書がありません。計画上では周囲の営農に影響がある場合は譲受人が責任を持って対応するとのことで、書面の提出も受けています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第 2 種農地と、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 5 0 0 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設等がある農地で第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

雨水が側溝を流れるというのが、どういうふうに流れていくのでしょうか。

渡邊主任（事務局）

傾斜をつけて、側溝に流します。

関本農業委員

東側について、地目が農地のところに水路があるという意味がよくわかりません。

局長（事務局）

周囲には水路と宅地しかありません。しかし、公図で見るときれいに水路の形をしています。なぜか個人所有の農地のままです。現況はただの水路ですので、隣接耕作者云々は関係ありません、ということです。

能登路農業委員

水利組合の同意が取れていないということですが、同意が取れてから審議すべきだと思います。

中本農業委員

実行組合の同意書を排水の同意書と勘違いされておられたということで、急遽排水同意を取られるとのこと。なお、水利組合には電話で同意の確認はとれています。

能登路農業委員

では今回の審議は、どう審議しましょうか。

渡邊主任（事務局）

行政書士から、該当の水利組合へは電話での説明が終わっており、問題はないと承諾を得たとの回答をもらっています。

議長（角会長）

口頭での承諾はもらっていますし、水利組合の同意書を明日の日付で出てくるということですので、それを前提に審議していただけたらと思います。そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号7と番号8の淀江町西原について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

橋本推進委員

7番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地を計画したものです。3月19日に関本農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高70センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、高さ最高100センチメートルの擁壁を設置します。雨水の排水について、既設道路側溝及び新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、淀江白浜土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

8番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。3月19日に関本農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、溜桝後農業用排水路及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、淀江白浜土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該

当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ、議案第3号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、12ページ、番号4-1から、23ページ、番号4-35までを一括審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

議案11ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。12ページ番号の4-1から23ページ番号4-35は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと、まず、12ページ、番号4-1から、21ページ、番号4-32までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。続いて、番号4-33について採決したいと思います。

これについては、関係者の泉農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号４－３４について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、２２ページから２３ページ、番号４－３５について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

福田担当事務局長補佐（事務局）

報告いたします。

２６ページの農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、１件を受理しています。

２７ページの農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、９件を受理しています。

３０ページから３２ページの農地法第１８条第６項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、５件を受理しています。

次に、３３ページかの非農地現況証明について、４件を証明しています。

次に、３４ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、１件を回答しています。

次に、３５ページの農地転用現況確認書の交付について１件を交付しています。

次に、３６ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、１件を回答しています。

最後に、３７ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、２件を受付けています。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（角会長）

これを持ちまして、第1回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時45分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（角会長）

議事録署名委員

議事録署名委員